

令和元年度第1回埼玉県地域福祉推進委員会議事録（概要）

- 1 日 時：令和元年8月5日10：00～12：00
- 2 場 所：埼玉県県民健康センター大会議室C
- 3 出席委員：中島委員長、石川副委員長、菱沼委員、吉田（豊）委員、
長谷部委員、坂本委員、宮嶋委員、高木委員、田中委員、
栗原委員、吉田（紀）委員、五十嵐委員
(出席12名、欠席1名)
- 4 議 題：(1)「第5期埼玉県地域福祉支援計画」の取組実績について
(2) その他

議題（1）「第5期埼玉県地域福祉支援計画」の取組実績について

《事務局》資料に基づき説明

《菱沼委員》

数値目標を見ていくときに、質的なものも把握することが大事だと思います。例えば認知症カフェでは、認知症の方が来ておらず、御家族が来ていたりするなど、設置数は増えているが、まだまだ認知症の方と住人の方との接点をつくることにはつながっていない場合もあると思います。大事な数字ではありますが、今後の施策を考えていく際に、質的な部分での成果や課題についても大事にしていっていただければと思います。

あと、障害については「避難行動要支援者名簿に基づく個別計画策定市町村数」も関係すると思いますが、地域福祉を進めていく際に重要なのは、障害者の方々に対する誤解や偏見を、どのように解消していくのかだと思います。例えば差別や偏見や誤解がどのぐらい減っているかを考えてもよいと思います。

この計画を実施していくことで、生きづらさを抱えている人たちが少なくなることを目指していきたいので、取組も大事ですが、実際にどのように生きづらさが少なくなっていくことにつながっていくのかを大事に進めてもらえればと思います。

《中島委員長》

地域福祉はなかなか数値目標を定めるのが難しいですが、数値だけではなく、その背景をしっかりと見ていく必要があると思います。

《長谷部委員》

生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率に関連して、教育の場としての学校関係とのつながりはどのようになっているのでしょうか。

《社会福祉課》

学習支援事業では、最近教育委員会、教育部門との連携も進んでおり、学校のスクールソーシャルワーカーと学習支援事業の支援員が一堂に会する研修を実施して、お互いの役割、連携等を深め合った結果、学校から学習支援事業につながってくる例が多くなっています。

《中島委員長》

学習支援の取組は、埼玉県が全国の先進的な取組をしていることのひとつで、国も参考にしている事業だと思えます。

《事務局》資料に基づき説明

《中島委員長》

「住宅確保用配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の促進」は、第5期埼玉県地域福祉支援計画で初めて盛り込んだ事項であります。登録件数が31件から1000件、大幅増というのは大変ですがそれくらい、住まいを確保していくことは大事なテーマだということです。

《栗原委員》

「高等技術専門校等を活用した職業訓練により、介護人材を育成します」について、報道等で聞くとところによると、介護職場は重労働・低賃金であり、今景気が良いため、なかなか人が集まらないと聞いています。また、国内では労働人口は先細り感がありますが、外国人労働者の活用に向けた検討はなされているのでしょうか。

《事務局》

介護職の人手不足と、介護職に限らず介護業界全体がなかなか難しいため、まず介護の効率化を図ろうということで、ロボット等の事業を実施しています。介護ロボットの事業を今年度からモデル的にやり始めているところでございます。またICT化も検討しているところです。

外国人についても、特定技能という新しい制度ができるなど、これから受入れが進むものと思われれます。

《高木委員》

埼玉県老人福祉施設協議会には県内の特別養護老人ホームや養護老人ホーム等が加盟していますが、多くの施設は人材不足に見舞われています。特にわれわれ介護施設が、なぜこんなに人手不足かというと、運営上人員配置が決められており、その人員配置は必ず守って運営していかないといけないからです。私のところでは、入所者数が100人いますので、最低でも常勤換算で34人以上は介護職だけでも必要になります。よって、パート含めて、最低でも70

名ほどの人員が必要になり、現状ギリギリのラインでやっています。

先ほどの御質問ですが、外国人雇用については、数年前から行政と連携して施策を進めております。ただ、いきなり外国の方を連れてきても、語学や文化の問題があるため、現地で日本語教育をしたり、住まいをどうするか等を、今モデル事業等で検討しながら進めています。

学習支援事業にも参加しています。学習支援教室に参加している生活保護世帯の高校生が、教室に参加している間に施設の就労体験をし、そのまま就職した例もあります。今、高卒の就職先が少ない中、特養ではすぐに正社員で雇用できます。

《中島委員長》

介護福祉士修学資金貸付についてですが、この事業は例えば介護福祉士を目指している子どもたちが学校に入ったときに、お金を借りることができます。その後埼玉県内で5年間介護福祉士として働けば、返済しなくてよいという仕組みです。貸付等と連動することで、生活の苦しい若者たちが介護の現場にやってくることが考えられるので、先ほどの高等技術専門校の委託訓練事業費とセットにして、経済的に厳しい人たちが働きやすい環境をPRしていくことも大事になってくると思います。

《石川副委員長》

県からの委託で、埼玉県社会福祉協議会では介護福祉士と保育士の修学資金の貸付けをしています。全国47都道府県で、介護福祉士が4番目、保育士が6番目という実績になっています。

介護の養成校には日本人の若者が入らなくなっている状況で、むしろ外国の方が勉強に来ており、その方々に修学資金を貸付けて、県内の施設で勤めていただく傾向になっている状況です。

福祉の世界については、「厳しい」あるいは、「やりがいがある」の二つに意見が分かれますが、いずれにしても、お子さんたちが福祉の世界に進もうという魅力が、まだまだ不足しているのかなと思っていますので、引き続き皆様に御協力いただきながら、魅力の向上に取り組んでいきたいと思っています。

県社協としては、修学資金を貸付けて将来の人材を育成することと、無料職業紹介を通じてマッチングもしています。県社協にとっては福祉人材の確保が一番成績を上げなくてはいけないところですが、思うようにいかないところがあり苦戦しています。

《中島委員長》

人材育成は、県の役割がとても重要で、県レベルの取組が大切です。介護福祉士は全国4位、保育士は全国6位ということで、頑張っていたと思っていますが、もっと上げたいということだろうと思います。

いま医療も含めて、国家資格を目指す若者の数が減って、大変厳しい状況に

なりました。介護だけではなくて、医療関係職も厳しい状況ですので、しっかり考えていかななくてはいけないと思います。

《菱沼委員》

評価をするときにアウトプット評価は何を何回したかによりA評価としてますが、事業をする中でどういう課題があったかというアウトカムの評価がとても大事だと思います。今年度の取組内容が記載してありますが、可能であれば実際にどのような課題が残されているのか、この事業だけではなかなか対応が難しい問題としてどんなことがあるのか、担当者の方が感じているところがあれば出していただいて、委員会で議論していくことや、しっかりデータを取っていくことをしてもいいのではと思います。

2点教えていただきたいのですが、計画の21ページに母子世帯の生活の厳しさという記述がありますが、それに対して埼玉県が何をしているのかということです。「児童扶養手当給付費」のところでは、児童扶養手当の支給、貸付けとありますが、これは埼玉県独自の取組なのでしょう。母子世帯が厳しい状況ですよねで終わりではなく、埼玉県では児童扶養手当の支給、貸付をすることで母子世帯の生活の厳しさを少しでも改善しているというところが分かると思います。

もう一つ、無料低額宿泊所の調査とありますが、先日さいたま市内の大規模無料低額宿泊所の劣悪な状況が明らかになりました。この部分の監査、確認がとても大事だと思います。県の4施設で150人を対象にアンケート調査をしているということですが、県内では63施設、2933人が利用されているという現状からみると、非常に限られていると思います。むしろ、この調査から漏れてしまっているところで問題が大きくなっていると考えたときに、全ての63施設に対する実態把握はどのようにしているのか教えてください。

《社会福祉課》

無料低額宿泊所について、今回の調査は、毎年150人規模で順繰りに調査をしているもので、全施設を対象に毎年やっているというわけではありません。

63施設のうち埼玉県が所管している無料低額宿泊所が30施設で、あとは中核市、政令市は別に所管しています。

県所管の無料低額宿泊所の入居者に対して毎年150人規模で、アンケート調査をしています。このほか県所管の施設に対して毎年1回実地調査を行っており、その際に管理者や施設の方から話を聞くとともに、全てではないですが、入所者からも話を聞いております。

《菱沼委員》

県所管が30施設、さいたま市の所管が19施設ということですが、さいたま市内のところが報道されていたので、ぜひ県にも目配りしていただいて、所管している自治体と連携し、確認していただければと思います。

《事務局》

母子世帯への支援ですが、児童扶養手当給付と貸付は、埼玉県独自の施策ではなく、基本的には国の制度です。母子・父子福祉センター管理運営に関連し、平成29年1月から、県社協にお願いして、ひとり親家庭の高等職業訓練の貸付けをしたり、平成30年度からは、ひとり親家庭の資格取得応援事業として、看護受験対策講座や資格取得セミナーなどで、ひとり親家庭が就職や転職に有利な資格を取得するような支援も始めたところです。

《菱沼委員》

県の施策として難しい部分かもしれませんが、この施策を行うことで、母子家庭の生活の厳しさが改善しているかというところで、国の児童扶養手当が少ないという問題でもあるわけですから、県から国の施策に提言していくようなこともしていただいてもいいかもしれないと思います。

《石川副委員長》

今ひとり親家庭の高等職業訓練の貸付けについては、一部県社協が実施しており、貸付者数は全国一となっています。

どのような目的で借りているかというところ、母子世帯で子育てしていかないといけないお母さんが、ある程度しっかりした収入を得るために准看護師を取得します。正看護師を一気に取るのは難しいので、まず准看護師を取って正看護師になる道をとっています。こういう人たちは一旦結婚し、出産して、子育てをしているときに何らかの理由で母子世帯になったため、自力で育てないといけないとなったときに、看護職の給料が非常に安定的で高いためこの道を選ぶことが多いです。

なおかつ埼玉県は全国で一番多い17の准看護学校があります。准看護師のニーズは病院側にもあり、双方のニーズと貸付制度がうまく合致して、非常に利用者が多いという状況です。こうした人材が福祉職にもう少し流れてもらうといいなとも思います。

《中島委員長》

非常に横断的な計画の構成になっているので、一つ一つのテーマをどのように見える化するかは難しいのですが、ひとり親家庭の生活の厳しさは、子どもの貧困から住宅の関係からみんなつながっています。その中で支援を実施していく形になると思います。

先ほどの子ども学習支援と母子家庭支援との関係でいうと、学習支援に来ている方は、ひとり親家庭が多いです。その中で、学習支援事業が、中学生の教室参加が260名、高校生の教室参加が82名、高校進学率が100%、教室参加の高校中退率も0%ということで素晴らしい数字ですが、事務局からの説明にあったように、高校生の参加が少ないです。高校中退率が高い中で、この教室に参加している人は0%ということは、ここに参加してくれれば、高校中

退させないで済むことになります。ところが、ここに参加していない子どもたちのひとり親家庭では、中退している子どもたちもいるだろうということが推測できるので、このようなところも大事に見ていかないといけないと思いました。

《社会福祉課》

高校生の参加割合、参加人数を増やすことが学習支援事業の課題です。中学生教室の場合は、町村部の困窮世帯の子どもを呼び込むために就学援助世帯の子どもに町の教育委員会の協力を得て、就学援助の決定の通知を送る際に、学習支援事業のリーフレットと一緒に送付して参加者を増やしていますが、高校生に対しては、就学援助制度がありませんので、情報が取れずなかなか人数が増えないというところもあります。

やはり、この中学生教室を利用していただいていた子どもが引き続き、まずは高校生教室も利用していただくということで、重点を置いています。なるべく多くの高校生を呼び込むような施策を検討中です。

《中島委員長》

高校中退防止という教室には誰も来ないので、社会福祉法人などで進学支援という形で実施しているところもあり、そのように上手にやっていただくと伸びてくるかもしれません。中学生までの支援は、埼玉県は先進地で大変な実績を上げていると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

また、先ほどの無料低額宿泊所の監査は、監査を市単位で実施しているので、なかなか県が絡むという限界があると思います。また、どれぐらい県がサポートできるかも、分権の時代の中でなかなか難しいと思います。

《高木委員》

学習教室は県老人福祉施設協議会が協力させていただいて、県内のたくさんの特養が場所を提供して実施しています。

中学校で通って高校に進学したときに、手放さないように、施設の行事のボランティア活動に来てもらう形など、高校生の学習教室にも継続して通っていただくようにしています。

さらには、そのまま介護施設に雇用できるようにして、負の連鎖を断ち切るような活動を各施設で行っています。

《吉田（紀）委員》

各市町村は実情に合わせた福祉政策を行い、県は地域福祉支援計画に基づき市町村を支援するという形かと思いますが、地域福祉支援計画の13ページの高齢化率などいろいろ見ますと、高齢化が進んでいて若い人が少ないということなので、介護等の福祉の担い手が少ないということになります。そうすると各市町村だけで解決できない場合は、支援ではなく、県で何らかの取組はされているのでしょうか。例えば就業場所が県南のほうに多いといった、地域事情

が埼玉県の中でも多様化していると思いますが、市町村だけで解決できない課題に対し、県ではどのような取組をされていますか。

《事務局》

具体的には介護人材や保育人材については、市町村の計画というよりは、県の計画で定めることになっています。例えば介護の職員のイメージアップ定着確保を図ったり、保育士についても、広域的な取組を図ることは、県の独自の役割として、この計画の中に位置づけております。

《五十嵐委員》

本庄市でも県と同様に各課に今進捗状況を出させて計画の評価を実施しています。人材に関しても、ハローワークと生活自立支援課等が組んで様々なことを実施しています。本庄市は今年度の4月に地域福祉計画ができたばかりですが、ワンストップ型総合相談窓口が地域福祉計画の最大の目玉、最終的な目標になっています。これに関して、担当の各課長を集めこういうことがあるので自覚するようにと説明する予定です。またその後、担当各課長を改めて集め、地域福祉計画のワンストップ総合相談窓口を議題として取り上げようと思っています。

人材に関しては、市役所の目の前にハローワークが、歩いて5分のところに社会福祉協議会があるので、主に生活保護を担当している生活自立支援課が連携しています。

一つお聞きしたいのですが、ワンストップ型総合相談窓口や複合課題を調整するチームというのは各市町村で、複合課題を調整するチームをつくっているということですか。

《事務局》

ワンストップ型は、例えば総合相談窓口という看板を掲げて行うタイプで、調整チーム型は、総合相談窓口は設置しませんが、複合的な課題、例えばダブルケアや8050のような案件が来たときに、どのように解決していこうかということを検討するチームをあらかじめ決めておいて、定例的に話し合っていくというものです。この2パターンを県では総合相談体制として想定しています。現在最新値で24市町村が設置という数字は、いずれかの体制を構築している市町村ということですか。

《五十嵐委員》

調整チームを総合相談窓口と呼んでいるということなんですか。そのチームを立ち上げれば、体制構築済みということなのではないでしょうか。

《事務局》

チームを立ち上げるのも、総合相談体制の一つと捉えています。

《五十嵐委員》

先ほどの課長が集まる会議は、本庄市役所内で総合相談窓口をつくるための検討会議を立ち上げましょうという意味です。4年後に新たな総合相談課のような組織そのものを作りましょうという考えで、そもそも組織から根本的に変えていく計画になっています。

今福祉事務所そのものをワンストップ型の総合窓口ですという考え方も内部では出てきてます。しかし計画の考え方では、組織そのものをまったく新たにするという考えです。

ワンストップ型の総合窓口の在り方は市町村によってさまざまですが、調整するチームを設置して実施していく体制は初めて聞きました。相談に来た市民の方を振り分けるような機能を持っているチームが総合相談窓口になるのかということが分からないのですが。

《事務局》

総合相談窓口は、本庄市が描いているイメージのとおりです。ただ、五十嵐委員御発言のとおり、行政で一つの組織をつくるのはなかなか大変なので、支援の方向性を調整するチームの設置という方法も提示しています。

《中島委員長》

地域福祉支援計画の41、42ページに県のイメージを掲載しています。包括的な支援体制というものは一つの形ではなく、幾つかパターンがあります。その内の一つが、本庄市が取り組もうとしている、まったく新しい仕組みをつくるという方法です。しかしながら、新しい仕組みづくりが難しい自治体もありますので、既存の課を残しながらチームをつくっていく方法もあります。

自治体によって、事情がいろいろあるので、事情に合わせて県がサポートする形でやっていますので、詳しいことは県と相談しながら進めていただければと思います。

《田中委員》

障害者問題も今や高齢者問題です。今、障害者問題だけで全てが解決できることはないと思います。地域社会の中で、地域で一丸となり、障害者問題、高齢者問題、母子、福祉、生活困窮者問題等々を、まとめて考えないといけない時代になってきていると思います。

とりわけ、共生社会を目指すという障害者基本法の中の目標、目的の中で、障害者差別解消法等々の普及啓発が進まない現状があると思います。

そのことは、津久井やまゆり園事件が3年経過し、その後、障害者雇用の水増し問題や優生保護法の問題などが出てくる中で、同じ社会の中でも、さまざまな状況があるため、全ての人が就労に結び付くとかということはなかなか難しいです。しかし、暮らしの場の保証や、そういう多様な選択ができるような社会がやはり望ましいと思います。

先ほどの菱沼委員の御発言で、共生社会の中で差別、偏見などがまだ内在しているということがありましたが、心のバリアフリー、施設のバリアフリーなどの推進は、共生社会を目指していくために障害者雇用があり、心のバリアフリーがあるという認識で進めていくことが、とても大事かと思います。

地域福祉支援計画の中で、障害者施策の前進のためにさまざまな取組をしていますが、予算も厳しい中、担当者は一生懸命やっています。しかし、啓発普及と合わせて、まちづくりのバリアフリーを一層進めていく必要があると思います。

取り分け、重い障害者はなかなかまちでは見かけず、見かけるのは動ける障害者の人だと思います。動ける障害者の人たちはそれなりに見かけていて、重い障害を持った人たちは、施設入居、自宅からなかなか出られない、必要なときに有償輸送で医者や買い物に行くなど、限定されてしまう部分もあります。地域福祉の重点課題たくさんあり、それをおろそかにすることもできませんが、障害者福祉の理解を進める取組は、とても大事だと思います。

《宮嶋委員》

和ヶ原商店街で、数年間、お客さまや高齢者に対して実施しているのが、買い物弱者に対する取組です。商店街から少し離れているので歩いて来れない、車は乗れない、そのような地区に、数店のお店が商品を集めて、4、5人で持っていき販売をすることを週1回実施しています。

もう一つ取り組んでいるのが、子ども食堂です。何度もできないのですが、商店街でイベントを実施するときなどに、カレーライスをつくって、子どもたちには無料で、大人は100円で実施しています。

買い物支援は「うちのほうにも来てくれないか」という要望もありますが、なかなか行ける時間もないのです。お店が休みの日に実施するかたちで5年ぐらいやってきてます。

また何か広げられるものがあれば、考えていこうということで、事務局とは相談しながら実施している取組です。

《坂本委員》

県の最初の計画策定のときに子ども子育ての分野で委員に入りましたが、介護・高齢・障害が中心でしたので、子どもの部分は、ほとんど書き込んでいただけず、とても残念な思いを持ってました。

新座市の計画策定にも関わっていて、子ども子育ての問題への社会的関心の高まりと、少子化という未来が陰っている状況で、子ども子育ての産み育てるところの施策も注目されてきたかなと感じています。

地域福祉支援計画41ページのワンストップの総合窓口のイメージ図の中に、地域子育て支援拠点、子育て包括支援センターなどを、地域福祉の中の相談機関として位置づけられてきたのは現実的だと思います。

全体を通して、子どもに直接アプローチするところは、子ども食堂や、就学、

学習支援など県が独自に進めてるところは入ってます。しかし児童館について忘れられている気がします。埼玉県に児童館は137館あり、子どもが自分の足で助けるといに行ける、大人がいる唯一の地域の子どものための施設です。子どもは誰でも行けるので、虐待等の子どもの人権を保護する場所としてしっかり位置づけないと、児童館自体が脆弱になっている状況です。子どもが駆け込める場所として、復活していただきたいと思います。

新座市で児童センターを2館運営してますが、夜閉館間近に帰りたくないと言ってきて、児相に保護してもらったケースも何件かあります。児童館は地域の中で、子どもにとって唯一救いを求められる場所なので、子ども食堂や、小学生のアスポート、中高生のアスポートに関しても、児童センターが当初から連携して展開しています。

子どもの地域福祉を考える上で、保護者、教育関係者、福祉関係者が間接的に課題を持ち込むのではなく、直接子どもがアプローチできる場所を、しっかりと次の計画には書き込んでいただきたいと思います。

もう一点、新座市の5圏域の協議体に参加しているのですが、そこでの議論を、職員からフィードバックを受けると、地域住民の方のディスカッションのためには、ものすごく有益な場所だと思う半面、市全体の仕組みづくりや、情報共有の在り方などの整理が進まず、結果として現場で停滞している状況なのかなというのが実感です。

ワンストップの総合相談イメージの中にも子育ての支援機関が入っていますが、まだまだ、地域福祉に関する啓発が不十分で、学ぶ場所もあまりない状況なので、次の計画では、子育て支援機関に関わっている人たちにも地域福祉というものをしっかり理解するような機会をつくっていただきたいと思います。

《中島委員長》

第4期から5期への改定のポイントは、子ども家庭分野の領域をしっかりと入れ込むという部分を、かなり意識して記載しましたが、とても大事なので、また次の作業部会等の議論の中でも生かしていただければと思います。

《吉田（豊）委員》

地域で人々が安心して生活できることに一番関わっているのは、民生委員が地域をずっと見守っているからですが、重度の障害者がどこに住んでいるかという情報は、今民生委員には伝えてもらえず、何もできない状況です。

これだけ様々な災害が起きる中で、もし災害が起きたときに、民生委員は重度の障害者の方に声を掛けることも、一緒に車いすで行きましょうということもできません。障害者の方がどこに住んでいるかを地域の中で知っているのは、自治会の班長です。やはり町内会費を集めに行くので、その家はどのような人が住んでいるのかを把握しています。しかし町内会と民生委員の連携が、いままでありませんでした。

災害のときに、町内会の班長と民生委員と一緒に手を取れるように、町内連

合会長と何回も打ち合わせをし、新潟県小千谷市の方に、民生委員と町内会が災害のときに、連携がうまくできましたというお話しをしていただく研修会を行うことを第一歩に、少しずつ地域の町内会と民生委員が連携していこうと思っています。

《中島委員長》

避難行動支援者名簿に基づく個別支援計画策定の市町村数が58まで増えたと説明がありましたが、これは具体的に個別の支援をどのように行うかということで、吉田（豊）委員の話が大事になります。民生・児童委員、町内会、障害者、高齢者、妊婦との関係は大事な議論だと思います。

議題（２）「その他」

《事務局》資料に基づき説明

《中島委員長》

最近は国の動きが非常に早いため、国の動きをしっかりと見ていくことと、第6期の地域福祉支援計画策定については、作業部会で原案をまとめていただき、委員会で議論していくことになるかと思います。

国が断らない支援として、包括的な支援体制の構築を努力義務としていました。

国の資料に記載のとおり、プラットフォームをつくっていくとされているので、社会福祉法人やNPO、住民、自治体、福祉事業者などが一緒になって取り組まないと、プラットフォームの構築は難しいです。市町村行政の役割も大事ですが、市町村行政だけでは難しい部分は、県として総合相談支援体制構築部会などで応援していきたいところだと思います。

《長谷部委員》

地域包括支援センターが平成18年に開設してから、最初は65歳以上の方だけというイメージでやってきましたが、やはり多世代にわたり支援をしていくことが必要ですし、子どもや孫からの虐待というケースも実際に増えてきて、様々な意味で、プラットフォームづくりが必要だと思います。

いま、地域包括支援センターは、高齢者だけでは駄目だよねという声が、どこの地域でも聞かれている中で、私たちも地域住民とともにということで、いろいろな活動をさせていただいています。支え合い会議のメンバーの中にも、小学校、幼稚園など、様々な団体にも入ってもらい実施していますが、私はもともと医療職なので、福祉の取組とズレを感じます。

例えば虐待一つでも医療側が気が付いて、福祉側につなぐことが普通にできているかということ、なかなか難しいのが現状です。また、地域ケア会議にも、医療の視点が入るようになり、介護の問題点を明確にしていくようになりまし

たが、福祉の様々な取組を医療側に伝えていくことが、すごく弱い気がします。この会議は、地域福祉という分野で行わないといけないので、医療を入れていくことは難しいと思いますが、これからトータル的にやっていくには必要なのかなと感じています。

《中島委員長》

第5期の計画でも、医療との連携は課題でした。第6期の計画では、医療との関係を大事してもらえればと思います。地域包括支援センターも、地域によっては総合的な役割を求められていると思います。第一線の第1次相談として、法の役割を超えているのが実情かと思います。

《栗原委員》

断らない相談の部分で、いままで包括的支援体制の構築は努力義務であると委員長が言っていましたが、いまは断ってもいいという理解なのか、参考までに教えていただきたいです。

《中島委員長》

言葉足らずだったかもしれませんが、どうしても行政や公的な窓口は制度をベースにしているので、制度の要件に合わないとは断らざるを得ない状況でした。これからはできるだけ、制度の要件に合わなくても、すぐ断るのではなく、一回受け止めてから連携などを考えていくことを、より丁寧にしていこうという意味での断らない相談支援ということです。

別に断っていいということではなく、現在も誠実に現場は対応していると思いますが、制度に該当しない場合に、お断りすることがあったものを、もう少し改善していきましょうという意味だと、私は理解しています。

《坂本委員》

民間からの資金調達の促進というのがありますが、国では、このような部分についてどのような話になっているのでしょうか。

私は共助社会づくり課で実施しているNPO助成金の支え合いの仕組みの審査をしてきましたが、原資が減っているので今後どうするかという話をしていて任期が終わりました。NPOであれば、寄付を募ることをしやすいと思いますが、都道府県の民間からの資金調達の促進について教えていただきたいです。

休眠預金の分配も始まっていますが、NPO、NGOなどのプレイヤー任せで進んでいると思います。県による資金調達のサポートは具体的でないようなのですが、状況を教えてください。

《事務局》

資金調達については、いまのところ深い議論はありません。国の資料には、

共同募金や社会的インパクトの評価の推進など様々記載されてますが、どちらかというところ、子ども食堂などが独自で実施している、寄付文化の醸成みたいなかたちでのクラウドファンディングとかの議論が今は主な感じですよ。

《坂本委員》

例えば高知県では、コミュニティファンドをつくって、子どもの貧困問題の資金調達をしています。自治体が直接でなくても、県内の寄付文化の醸成をしていかないといけないと思います。おそらく、お金も人手も、役所や専門職のキャパシティからあふれ出ている状態だと思います。その部分も合わせて対応していかないと、行政は計画はつくっているが、担い手はいつも同じ高齢者でどんどん高齢化していく状態では、もうパンクしてしまうんじゃないかなと思いました。

《石川副委員長》

休眠預金の話ですが、県社協もやろうと思ひ、説明会にまで行きましたが、初年度は全国ブロック又は地域ブロック単位で幾つか助成事業を選ぶことになり、私どもが実施する場合ブロック全体を取りまとめる立場になってしまうため、今回は見合わせました。しかし、坂本委員お話のとおり、休眠預金を活用すると国全体で800億、900億の資金が使えるようになります。それを行政ができない中で各都道府県の誰が担うかという中で、私ども社協も考えますが、いろんな団体が考えていただけると有用な資金財源になると思います。